

■ 特許法の最新改正動向：WTOへの加盟に合わせる改正法の要

点は次の通りである。

■ 知的財産局の認めた外国寄託機関リスト

■特許法の最新改正動向	
WTO への加盟に合わせる改正法の要点は次の通りである。	
一、	出願に要する宣誓書及び譲渡証書は出願後の補完を認める。(第 23 条) いままで、出願の際に、宣誓書及び譲渡証書の提出により、出願日を確保できていたが、今回の改正により、出願後、知的財産局の指定期間内に宣誓書及び譲渡証書を補完すればよいとなった。即ち、出願の際に、明細書(クレームを含み)、図面のみを提出すれば、出願日がもらえるようになった。
二、	明細書及び図面の補正できる時期を制限する。(第 44 条-1) 公告決定前において、明細書及び図面の補正をすることができる時期は次の通りである。 (1) 出願日の翌日より 15 ヶ月以内(優先権主張の場合、優先日より起算)。 (2) 実体審査請求の際。 (3) 出願人でない者から実体審査請求があった旨の知的財産局の通知書を受け取った日の翌日より三ヶ月以内。 (4) 拒絶理由事前通知書に応答する期間内。 (5) 再審査請求の際又は再審査理由書提出の期間内。 (6) 異議申立てに対する答弁期間内。 (7) 知的財産局の指定期間。
三、	国内優先権の導入。 改正法は次の通りである。(第 25 条-1) 出願人は台湾での自分の提出した発明特許或は実案の明細書或は図面に記載された発明又は創作について、優先権を主張できる。但し、次の事情がある場合はその限りでない。 (1) 先願の出願日より 12 ヶ月が経過したもの。 (2) 先願がこの法律の第 24 条或はこの条文により、既に優先権を主張したもの。 (3) 先願は第 32 条第 1 項によって分割出願を申請した者、或は第 101 条によって変更出願を経た者；或は (4) 先願は既に取り下げ或は放棄された、又は不受理処分若しくは審定を経たもの。前項の先願はその出願日の翌日より 15 ヶ月満了を以って、取り下げられるとみなされる。 第 1 項によって優先権を主張した後願を、先願の出願日の翌日より 15 ヶ月以内に取り下げた場合、同時に優先権の主張を取り下げたものとみなす。

	出願人は同一の出願において、二以上の優先権を主張する時、その優先権期間は、最初の優先権日の翌日より起算する。優先権を主張した者は、その特許要件に関する審査は、優先権日を基準とする。第1項によって優先権を申請した者は、特許の出願と同時に其の声明（請求）を提出しなければならない。又申請書に先願の出願日及び出願番号を明記しなければならない。出願の際優先権主張の声明を提出しないもの、或は先願の出願日及び出願番号を明記しない者は、優先権を喪失する。
四、	微生物寄託規制の緩和（第26条） 外国の寄託を条件つきで暫時に認め、国内委託を出願日より三ヶ月以内に補正出来るようにする。（別紙添付の 知的財産局の認めた外国寄託機関リスト をご参照ください）
五、	国内優先権に連動して、従来 of 広義の再発明、即ち自分の特許の主要技術内容を利用してなされた発明や実用新案特許を特許権利期間内で追加発明として出願できる体系を廃止する。（第28、53条削除）
六、	早期公開及び審査請求制の導入。 特許主務機関が発明特許の出願書類を受け付けてから、初歩的な審査を経て、出願の手続き上の違反及び公開禁止の事情がないと認められた時、出願日の翌日より18ヶ月後、その申請案を公開すべきとする。但し、既に公告された申請案は再び公開しない。その出願が優先権の主張のある者であれば、18ヶ月の期間は優先権日の翌日より起算する。出願人の申請によりその出願を18ヶ月より早期に公開することができる（改正法案第36条の1、）。 出願日より三年内、何人も申請書で特許主務機関に当該出願の実体審査を請求できる（改正法案第36条の2、3）。発明特許出願の公開後審査前に、非出願権利者が商業条の実施を行なった場合、特許主務機関は申請によって当該出願を優先に審査できる（改正法案第36条の4）。発明特許の出願人が出願公開の後、書面で出願の内容をその他人に通知したにもかかわらず、公告までの間に発明特許の内容について商業上の実施を継続していた者に対して、発明特許が審査を経て特許権を取得した後に、適宜の補償金を請求できる。公開された特許出願を知りつつ、審査公告までに当該出願に係る発明につき、商業上の実施を継続している者に対しても、同様の請求ができる。
七、	早期公開制度に協調して、新規性の判断につき、明細書や図面の記載が同一の他人の先願の技術内容を後願の新規性喪失の事由になる先行技術として認める様になる。先出願の法的効果を更に明確に規定する。（第29条-1）
八、	意匠の定義の修正（第106条） 改正法は”物品の形状、模様、色彩又はその組み合わせに対して視覚に訴える事を通してなされた創作を言う”と意匠の定義を修正した。
九、	意匠の登録要件についての規定及び意匠の新規性の喪失の例外の規定（第107条、第107条の1、第112条～12条） 著作権と更に厳密に区別するため、意匠に産業上の利用価値を要求する。

	<p>また申請前に実験、研究による発表又は使用の場合、その使用又は発表の日より6ヶ月以内に、意匠登録を申請した者、又は、申請前に展覧会で陳列された場合においても、その展覧会が政府主催の者或は政府認可済みの者である場合、当該展覧の日より6ヶ月以内に意匠登録の申請をした者に限って、新規性を喪失しないと規定する。また、明文で連合意匠に基づいて更に連合意匠を申請することを禁止する。</p>
十、	<p>WTO加盟後の既存特許権権利期間の延長。(第134条)</p> <p>TRIPSの基本条件を遵守すべく、発明特許については、WTOが台湾域内に発効する期日において、其の発明特許権の権利期間がまだ存続するものに限って、其の権利期間は改正後の規定によって扱われる。即ち出願日より20年間の権利期間となる。</p> <p>又、意匠権の権利期間の改正については、TRIPSの基本条件を遵守すべく、意匠権については、WTOが台湾域内に発効する期日において、其の意匠権権利期間がまだ存続するものに限って、其の権利期間は1997年5月7日改正後の規定によって扱われる。</p> <p>即ち出願日から12年間の権利期間となる。</p>
十一、	<p>共同権利者の権利行為の制限を緩和(第13条)</p> <p>出願関係の取り下げ、放棄、分割又は出願変更等を除き、単独行為が認められる。</p>
十二、	<p>発明特許の侵害行為に対する刑事罰則の全面廃止(第123、124、127条の削除)</p> <p>94年の改正案で懲役刑が削除され、罰金刑に止るようになったが、今回の改正で金効果まで廃止された。一方、実用新案と意匠の刑事懲役刑の規定はまだ残っている。特許技術抵触の認定の困難性による刑事手続きの長期化がもたらす企業の被害を軽減するための改正との主張もあるが、特許権の保障が不十分になる懸念も深まる。</p> <p>改正理由：</p> <p>(1) 発明特許は自然法則を運用した高度な創作なので、物品が特定の発明特許に抵触しているかの判断は、高度な専門事項であるし、見解が相違する場合構成要件の認定について疑義が生じやすい。</p> <p>(2) 現行条文では、罰金規定しか残っていないが、権利者らがよく検察官に捜査権限を発動させることによって、被疑者や被告に対してそうさ、押収等の強制処分を加える。かくような処分は、不起訴処分乃至無罪判決になっても、被疑者或いは被告の名誉及び財産に及ぼす損害が回復されがたく、産業発展全体にむしろ不利を被らせることが多いので、削除すべきである。</p>
十三、	<p>米国特許法第284条等の規定を参考したうえ、懲罰損害賠償金額の上限を従来の2倍から3倍に引き上げる。</p>
十四、	<p>第123及び124条の刑罰規定が削除されるのに合わせて条文の改正を行う。</p> <p>又、特許侵害の刑事告訴の条件を緩和し、従来の「鑑定書」及び「警告状」の提示と発送の要求を廃止し、「特許侵害対比較報告書」の提示のみに止める。大法官解釈第507号参照。</p>

知的財産局の認めた外国寄託機関リスト

国家	寄託機関
澳洲 Australia (AU)	Australian Government Analytical Laboratories (AGAL)
比利時 Belgium (BE)	Belgian Coordinated Collections of Microorganisms (BCCM™)
保加利亚 Bulgaria (BG)	National Bank for Industrial Microorganisms and Cell Cultures (NBIMCC)
加拿大 Canada (CA)	Bureau of Microbiology at Health Canada (BMHC)
中國大陸 China (CN)	China Center for Type Culture Collection (CCTCC) China General Microbiological Culture Center (CGMCC)
捷克 Czech Republic (CZ)	Czech Collection of Microorganisms (CCM)
法國 France (FR)	Collection Nationale de Cultures de Micro-organismes (CNCM)
德國 Germany (DE)	Deutsche Sammlung von Mikroorganismen und Zellkulturen GmbH (DSMZ)
匈牙利 Hungary (HU)	National Collection of Agricultural and Industrial Microorganisms (NCAIM)
義大利 Italy (IT)	Advanced Biotechnology Center (ABC) Collection of Industrial Yeasts DBVPG
日本 Japan (JP)	International Patent Organism Depository (IPOD)
拉脫維亞 Latvia (LV)	Microbial Strain Collection of Latvia (MSCL)
荷蘭 Netherlands (NL)	Centraalbureau voor Schimmelcultures (CBS)
波蘭 Poland (PL)	IAFB Collection of Industrial Microorganisms Polish Collection of Microorganisms (PCM)
韓國 Republic of Korea (KR)	Korean Cell Line Research Foundation (KCLRF) Korean Collection for Type Cultures (KCTC) Korean Culture Center of Microorganisms (KCCM)
俄羅斯 Russian Federation (RU)	National Research Center of Antibiotics (NRCA) Russian Collection of Microorganisms (VKM) Russian National Collection of Industrial Microorganisms (VKPM), GNI Genetika
斯洛伐克 Slovakia (SK)	Culture Collection of Yeasts (CCY)
西班牙 Spain (ES)	Colección Española de Cultivos Tipo (CECT)
英國 United Kingdom (GB)	Culture Collection of Algae and Protozoa (CCAP) European Collection of Cell Cultures (ECACC) International Mycological Institute (IMI) National Collection of Type Cultures (NCTC) National Collection of Yeast Cultures (NCYC) National Collections of Industria, Food and Marine Bacteria (NCIMB)
美國 United States of America (US)	Agricultural Research Service Culture Collection (NRRL) American Type Culture Collection (ATCC)